

答 申 第 1 4 9 号

平成16年 3月 5日

千葉県教育委員会

委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会

委員長 麻生 肇

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年1月5日付け教計第449号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成9年6月13日付けで異議申立人から提起された平成9年5月19日付け教計第112号で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄の記載の部分を除き公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年5月19日付け教計第112号で行った「旅行命令票（3件）」（以下「本件文書」という。）の非公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、処分理由として「旧千葉県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第2号該当（理由）個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものと認められるため」との適用する旧条例の条文を引用したのみであり、具体的な理由を明記していないので、処分手続上の違法があり、本件処分は取り消しを免れない。

イ 公務員が公務遂行のために公費を使って旅行する場合の情報は、私人としての個人情報とは異なり、公務遂行情報として原則公開とすべきである。

公務執行情報中、職員としてのプライバシーを保護する必要がある情報とは、職員が公務中の個人責任を問われている訴状とか事故報告書などと、本人に関わる履歴事項等、例示可能な少数のものに限られるべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 旧条例第11条第2号は、個人のプライバシーに関する情報の範囲が明確になっていないので、個人識別型条例として、広く個人に関する情報については、特定個人が識別され得る情報を非公開としたものである。

なお、本号ただし書のいずれにも該当しないのは下記のとおりである。

- ア 旅行命令票は行政の内部管理を目的として作成するものであり、何人でも閲覧できるとしている法令等の規定はないので、ただし書イに該当しない。
- イ 旅行命令票に記載された旅行は、実施機関の内部における旅行命令権の行使にかかる情報であり、公にすることが慣行となっているわけではなく、県の事務事業の執行上、公表を予定しているものではないため、ただし書ロに該当しない。
- ウ 本件の旅行命令票には、職員個人の旅行の状況等が記録されているに過ぎず、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共の安全を確保するために公開する公益上の必要がある情報とは認められないため、ただし書ハに該当しない。
- (2) 教育計画課が担当部局として処分するので、本件請求に係る情報は学校教育部長以外には該当者があり得ないので、本件処分は部分公開にはなじまないと判断した。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、旅行命令権者が職員に旅行命令を発する際等に使用される旅行命令票であり、旅行命令を受ける職員ごとに作成され、勤務部課（所）・在勤 公所・住所欄、給料表の種類欄、職名欄、級・号給欄、氏名欄、用務欄、発令年月日欄、旅行年月日欄、旅行先欄の各欄に旅行命令に係る所要事項が記載されているほか、各旅行命令ごとに計算された旅費額及び当該旅行命令票に整理された旅費の合計や旅費請求額が記入されている。また、旅費請求者の記名、押印のほか命令受領者、旅行命令権者、計算者、及び調査者等の印影が記録されている。

実施機関は請求に対応するものとして、学校教育部長に係る3枚の旅行命令票を特定したうえ、旧条例第11条第2号に該当するとして、その全てを非公開とした。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 基本的な考え方

- (ア) 旧条例は県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとし

ており（第1条）、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して旧条例を解釈運用する責務を負わせている（第3条）。

このように、旧条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、職員の職務に関する情報とすることができる。そうすると、旧条例が、職員の職務に関する情報が、職員個人の社会的活動としての側面を有することを理由に、それらが記載されている公文書をすべて非公開とすることができるものとしているとは解しがたい。

- (イ) 本件文書は、学校教育部長の出張に係る旅行命令票であり、職員の職務に関する情報が記録された公文書である。上記ア(ア)の考え方に立脚して判断すれば、本件文書に記録されている情報のうち、同職員の私事に関する情報以外の情報は、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たらないというべきである。

イ 具体的な判断

- (ア) 「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄の情報について

これらの情報は、旅行命令や旅費請求の内容を成すものではなく、旅費請求における旅費の算定の前提とするものであり、同職員の「氏名」欄の記載と一体として同職員の私事に関する情報そのものをなすものであるので、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たるものと認められる。

- (イ) 上記イ(ア)以外の情報について

上記イ(ア)の以外の情報は、いずれも旅行命令や旅費請求の内容に関するものであり、職員の私事に関する情報を含むとは認められないことから、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たらないものと認められる。

なお、「氏名」欄の記載については、上記イ(ア)の非公開情報との共通の内容となっているが、この部分に私事に関する情報が含まれていないので、上記イ(ア)以外の情報に含まれるものとして公開すべきものと判断される。

- (3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件決定の理由記載の程度が適用条文を引き写したものであり、処分手続きに違法性があるから取り消すべきだと主張するので以下検討する。

本件決定は「平成5年度～平成9年度の教育委員長、教育委員、教育長、教育次長、各部長の国内研修旅行（視察を含む）に係って提出された全ての文書」との請求に応じて行われたものの一部であり、決定書中の「公文書の件名」欄の旅行命令票（3件）との記載及び担当課の表示から、学校教育部長に係る旅行命令票であることが推定できるものである。したがって、実施機関はそのすべてが特定職員に関する情報であることを理由に非公開としたものであり、公文書の種類、性質等から条例所定の非公開事由該当性が了知し得る範囲であったと考えられるので、本件の理由付記が違法とまでは認められない。

(4) 結 論

実施機関は、本件文書のうち「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄の記載の部分を除き公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
10. 1. 7	諮問書の受理
10. 3. 11	実施機関の理由説明書の受理
10. 7. 22	審議
16. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
麻 生 肇	前千葉県住宅供給公社理事長	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成16年 1月27日現在)